

令和2年度いわて知的財産権セミナー

これだけは知っておきたい！建設業及び建築等設計業のための 意匠権の基礎知識について

- 主催：岩手県、（一社）岩手県発明協会（主管） ・共催：（公財）釜石・大槌地域産業育成センター
- 協力：（一社）岩手県建設業協会、（一社）岩手県建築士事務所協会、（一社）岩手県建築士会

- ◆日時：令和2年12月15日（火）13：00～16：00
- ◆会場：県央会場 岩手県工業技術センター「大ホール」（盛岡市北飯岡 2-4-25）
沿岸会場 釜石・大槌地域産業育成センター「大会議室」（釜石市平田 3-75-1）
- ◆定員：県央会場 40名程度、沿岸会場 30名程度（いずれも先着順）
※主な対象：建築業、内装工事業及び建築・構造設計業の関係者、市・県等の行政機関、商工団体、金融機関の役職員など
- ◆参加料：無料
- ◆その他：講義は、県央会場・沿岸会場・特許庁とのオンライン配信にて講義いたします。
- ◆申込み：事前のお申込みが必要です。詳細は、裏面をご覧ください。

【主な講義内容】

これまで意匠法の保護対象は、「物品」（有体物である動産）に限定されていた為「物品性のない建築物」は意匠登録ができませんでしたが、この度の意匠法改正により、「建築物」の外観デザインや「内装」のデザインも登録が可能になりました。10月下旬以降、登録例も出始めています。

今後は、多くの「建築物の外観」や「内装」のデザインが意匠登録されることが予想されます。

そのため、建築業や内装工事業に関わる方々はもちろん、設計業務に係る建築士の皆さまには、意匠法についての理解を深めていただくことが大切です。

本セミナーでは、意匠制度の概要とともに、意匠出願に関する出願前の準備や出願方法、また、その登録要件などについて、特許庁職員より詳しく説明をしていただきます。

【講師紹介】

特許庁 意匠審査基準室 課長補佐 成田 陽一氏

- 平成14年4月 意匠審査管補として入庁。
- 平成18年4月 意匠審査官に昇任後、英国語学留学を経て、特許庁意匠課にて意匠制度の企画業務、国際業務等にも従事。
- 平成31年4月 現職に着任。
令和元年意匠法改正に伴う意匠審査基準改訂等に携わる。

【お問合せ・お申込み先】

■一般社団法人岩手県発明協会 担当：菊池

所在地：〒020-0857 盛岡市北飯岡 2-4-25

Tel：019-634-0684 Fax：019-631-1010

E-Mail：associ3@iwate-hatsumei.org

※ 事前にお申込みが必要です。

- ・お申込みは、下記の申込書を Fax、郵送でお申込みください。
- ・E-Mail でお申込みされる場合は、担当者 菊池宛てで上記アドレスに申込書に記載された事項を記入、若しくは記載した申込書を PDF として送付してください。

令和 2 年度いわて知的財産権セミナー
「これだけは知っておきたい！建設業及び建築等設計業のための
意匠権の基礎知識について」

受講申込書

1 氏名			
会社名		役職名	
住所			
電話番号		FAX	
E-Mail			
希望する 参加会場	() 県央会場：岩手県工業技術センター () 沿岸会場：釜石・大槌地域産業育成センター (○を記入)		
2 氏名			
会社名		役職名	
住所			
電話番号		FAX	
E-Mail			
希望する 参加会場	() 県央会場：岩手県工業技術センター () 沿岸会場：釜石・大槌地域産業育成センター (○を記入)		

※個人データの漏えいなどに対する安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じております。